

福祉文教常任委員会議事録

(令和6年3月5日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年3月5日（火） 午前10時00分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委員 長	中村 直幸	副委員長	辻本 博之
委 員	斧田 秀明		建石 良明
	西田いく子		藤井千代美
	森田 忠彦		村井 浩二
	辻本 馨		
議 長	山田 強		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	健康福祉部長	子安 逸二
副 町 長	齋藤 健吾	教 育 次 長	池田 貴則
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	西本 武史
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	小泉 大吾
まちづくり推進部長	村上 正規	福祉介護課長	辻本 知也
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - （1）議案第1号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更
に関する協議について
 - （2）議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件
 - （3）請願第1号 高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願

午前１０時００分 開 会

○中村委員長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 福祉文教常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には総務まちづくり常任委員会に引き続きご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件案といたしまして、議案第１号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての１件、条例案といたしまして、議案第３号、太子町介護保険条例中改正の件の１件、予算案といたしまして、議案第７号、令和５年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）ほか３件。以上、合わせまして６件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託された案件は、事件案件１件、条例案件１件、補正予算案件１件、当初予算案件３件、請願案件１件の計７件でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ここで、審議の順序でございますが、本日は、議案第１号の事件案件１件、議案第３号の条例案件１件、請願第１号の請願案件１件をご審議いただき、２日目の１２日に、議案第７号の補正予算案件１件と、議案第９号、第１２号、第１３号の当初予算案件３件をご審議いただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって本日は、議案第１号の事件案件１件、議案第３号の条例案件１件、請願第１号の請願案件１件をご審議いただき、２日目の１２日に、議案第７号の補正予算案件１件

と、議案第9号、第12号、第13号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、議案第1号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 それでは、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

本件は、河南町、千早赤阪村と本町の2町1村で共同設置しております介護認定審査会の規約の変更に関する協議について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協議内容ですが、共同設置しました介護認定審査会の執務場所を、本年4月より千早赤阪村から河南町へ変更することに伴う規約の変更となっております。なお、執務場所の変更につきましては、共同設置の基本協定におきまして、認定審査会の執務場所及び庶務については2年ごとの輪番制とすると定めております。

それでは、議案書3枚目の新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条の執務場所につきましては、認定審査会の執務場所を千早赤阪村役場から河南町役場に改め、次に、第5条の委員の選任方法を千早赤阪村長から河南町長に、また、第6条の負担金、次の第7条の審査会の予算を河南町に、第8条の決算報告を河南町長及び河南町議会に、第9条の監査を河南町長に、また、第10条から第13条までの規約につきましても千早赤阪村を河南町にそれぞれ改めるものです。

2枚目に戻っていただきまして、規約の中ほど、附則1ですが、この規約の施行日を令和6年4月1日からとしております。ただし、変更後の第8条の規定につきましては令和6年度の決算から適用いたします。

以上で本件の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 これについては、もうずっとというんですか、制度化されてきているような状態で、言えば、あと2年後には河南町から太子町に来る業務というのをやっているということでしょうか。

○辻本福祉介護課長 2年ごとに回しておりますので、あと2年後に太子町に来るという

ことで間違いございません。

○**斧田委員** ちょっと業務内容というんですか、教えていただけたらと思うんですけども。こういうふうな介護の認定をするということで、お医者さんが委員としてやはりなられているのではないかなと思うんですけども、そこら辺は、やっぱり富田林医師会等をお願いされているんでしょうか。

○**辻本福祉介護課長** 委員会への出席は、委員ご指摘のとおり、病院の先生がメンバーに入っていております。構成なんですけれども、委員の出席としましては、病院の先生をはじめ4名、専門の方4名と、あと事務局、それぞれ町村の事務局ということで。ちなみに、会議の所要時間のほうは約1時間ほどということで聞いております。

○**斧田委員** よく介護保険の関係で、この認定にかかる時間というんですか、30日で済まないような話も聞くんですけども、太子町というんですか、この3町村ではどんなような状況なんでしょうか。

○**辻本福祉介護課長** 認定に要する時間ですけれども、太子町のほうでは、令和4年度の審査実績のほうで申し上げますと、まず、所要日数のほうが約39日間かかっております。申請から結果までという期間でございますけれども。件数のほうなんです、こちら令和4年度ですが、3町村合計しまして1千219件ということでございます。そのうち太子町が418件という数字が上がっております。

続きまして、令和5年度の1月末時点の審査実績のほうになるんですけども、こちらのほうが、ちょっと総計から申し上げますけれども1千487件ということで、年度途中ではございますが、前年度実績に比較して増えております。1回当たり35件というペースでございますね。前年度は1回当たり平均24件となっております。

太子町のほうが1月末時点で400件弱ございまして、こちらも所要日数のほうが35.6日という数字で若干短縮されてはおりますが、30日以内という部分につきましては、依然30日以上かかっているという状況でございます。

○**斧田委員** ありがとうございます。事務局のほうではかなり頑張っておられるという話は聞かせてもらっていますが、どうしても申請に出す際に、お医者さんのほうからもらう診断書というんですか、指示書というんですか、何かそちらのほうを出してもらうのに中々苦勞されているということですので、またこれからも頑張ってくださいと思います。

○**中村委員長** ほかにございませんか。

○西田委員 やっぱりその日数がかかるというのはどうなんだというところで、法律は30日以内に行わなければならないとなりながら、こういうことは本当にもう日常茶飯事みたいで、どこも大変らしくて、延長してもいいことにはなっていますけれども、30日以内にするに当たって、お医者さんが遅いというのはもう当初からそれは言っていたではないですか。上がってこないから中々というのがあったと思うんですけども、それはそうは言いながらも、どんどん人数も増えてきて、2000年に始まったときに比べたらやっぱり増えてくるでしょう。新規の人だけではなくて、介護度が上がるというときもまた上がってくるでしょう。

この状況を改善しようと思えば、抜本的に何をするのがいいんですか。もちろん、その回数をもっと増やせば早くなりますというのか、先生に、本当にもうこっちから怒って、はよ出してもらわな困りますという怒りの声を届けるのがいいのか、介護を受けた人という人のために短くする何か手だてはないんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 申請から結果までの期間を短縮する手だてということですが、まず、今、週1回、認定審査会を開催しておりますが、単純に回数を増やすという方法も考えられます。ただ、そうした場合、審査の回数が増えれば審査件数も当然それなりのペースで上がってくるということで、最終的に事務局側のマンパワーが必要になってきます。こちらの場合、マンパワーといいましても、専門的な知識を持った方、認定調査員であったりとか、またプランを作成する方であったりとかいう部分ですね、そういった専門職を町側がどれだけ確保できるのかということも正直ございます。ですので、その辺の環境整備が整えば、もう少し日数の短縮を図れるのかなというふうには考えます。

ちなみに、病院の先生にちょっと催促するというのも若干しんどいところがございますので、お願いするということでは引き続きしていくというスタンスでございます。

以上です。

○西田委員 本当に、30日以内に行わなければならないというのが、この介護保険法、いいことばかりではありませんけれども、そうなっているのであれば、そこに近づける努力をするには人だと言うんだったら、その人のことは太子町として考えていただきますよう要望しておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 先ほどの西田委員、斧田委員と関連をするような質問になるかと思うんですけど、これ、そもそも介護認定を受けようとされている住民さん個人、もしくはご家族

の方は、やっぱり介護サービスが必要だということの中の、すごく、住民さんの心情にしても初めてのことでしょうし、決して、好ましくないという表現が合っているのか分からないんですけど、住民さんの心情ではすごく不安感があるかと思うんです。早くやっぱり認定を受けて介護サービスを受けてもらって、ご家族にしてみたらまた引き続き常勤で行かれている仕事に行けるわとか、子育てのところ、育児のところを何とかいけるわとかいう生活設計、スケジュールですね、そういうところ、根本のところは全てここから始まる。

もう一つ、やっぱりさっきも言いました、心情的に、やっぱり家の中はドタバタになっているわ、もう家は改装せなあかんわとかいう、すごくストレスを感じる状況の中で生活を送るタイミングという方が多いかと思うんですけど、その辺のところもよく理解した上で、認定のスピードアップとか、マンパワーが足らなかったらマンパワーを何とかして、一日でも早く、30日以内に認定するようなことが私も必要だと思うんですけどね。

やっぱりその辺の、今、現場で申請に来られた住民さんに対する対応というのはどういうふうに対応しているのか、教えていただけませんか。説明を含めてね。

○辻本福祉介護課長 今日、地域包括支援センターのほうで委員会に出席されていないので、ちょっと代わりにお答えするような形になりますけれども。まず、ご相談に来られたら、相談員さんのほうが、相談内容を聞き取りまして、介護保険を利用されたほうがいい、本人、家族も望んでおられるという方、ご家族さんには、認定の申請のほう、まずそこがスタートになりますので、申請のご案内をするということで。

申請を受け付けてから、新規の方でしたら町の職員が行くんですけれども、調査員が日程調整しましてご訪問して調査すると。調査員の調査結果をまとめたものを、1次判定という形で、機械にかけるんですけれども、機械的に判定されます。

それとあわせて、病院の先生に同時に、申請があった時点で、なるべく遅くならないようにということで、すぐ太子町のほうからかかりつけの病院のほうに意見書の照会をかけます。

あわせて、先ほどの調査員さんの審査結果と、病院の先生から返送されてくる意見書を合わせて認定審査会のほうにかけるということで、認定審査会で最終の認定、2次判定ですけれども、そちらのほうで判定されて、本人さんに、こういう結果が出ましたということで太子町のほうから直接ご案内すると。

簡単に申し上げますと、流れ的にはそういった流れでございます。そこが30日以内に今ちょっとできていないというところの部分がございます。

○村井委員 私の周りにも、そういう申請を受けるというところですからごく急いでいるケースでよくあるのが、昨今の高齢化の中で、循環器系の梗塞を起こして機能が不全状態になった、半身がちょっと不全状態になったとか、ちょっと具合が悪いとか、そういうところで介護認定を受けて介護サービスを受けたいというふうな相談がね。

ただ、やっぱり体がもうそういう状況になってしまったら、何とかリハビリして改善のところで努力されるのかも分からないんですけど、やっぱりその期間がすごく不安になって、特にご家族が、家でほっとかれへんやんかとか、どないすんねんというところのことが、やっぱり私の周りにも最近ぼつぼつそういうようなご相談が多いんです。やっぱりそれ、現場の窓口でもそういうご相談が多いかと思うんですけどね。

やはり、受給される住民さん、そして家族の方に寄り添える、この住民さんは何を求めているのかというようなところをよく理解していただけたら、一日でも早くもっと合ったサービスを情報提供するというのも1つあるでしょうし、いろいろこんな支援策がありますよというようなところもあると思うのでね。住民さんの今の現状をすごく理解した上で、もっと寄り添った制度の運用というところに努めていただけますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 本当にこれ、39日かかるとか35日かかると言っているけれども、人を増やしてこれを短縮する努力はしてもらわなあかんねんけれども、そうならない中、課長は制度的なことを言われましたけど、太子町がやっているんですよね。でも、この人を見に行ったら、もうこの人は介護を受けれるやんというのが分かったら、早めに手を打って、39日ではないと駄目ですなんていう対応をせずに、太子町は頑張っていると言っていると、それこそ障がいをお持ちのお母さんが、自分が倒れたらどうすんのと言って、39日待ってくださいみたいな対応は太子町はしていないというのを聞いているので。ただ、でも、そういう努力で補うのではなくて、それこそこれを30日以内にするというところで、本当に人が足らないのであったら人を増やせということを、努力ではなくてそういう正式な動きをしてもらいたいと思っているんですけども、それは要望していただけるんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 人員の不足につきましては、もう一昨年度からずっと要望は人事の

ほうには上げております。

あと、実際に、申請されてからサービス提供まで39日、35日かかるのかと言われると、委員がおっしゃったように、正式に認定が下りるまでに前倒しでサービスをご利用いただいているというケースもたくさんございます。それはちょっと1次判定の結果を見てとかいうところの部分もございまして、そこはなるべく、必要とされている方に必要なタイミングで、一日でも早くという部分で職員のほうは対応しております。そういったところ、家族の相談、ご本人の相談、また容体、様態を見ての判断という部分で、かなり専門的な視線というのが必要でございまして、そういった部分の専門職の加配のほうも引き続き要望のほうはしてまいります。

○村井委員 1つ、先ほどの課長の答弁の中に、包括支援センターというような言葉も出てきました。今、マンパワー、加配ということもあって、これ、私、前から思っておるんですけど、福祉部局の今の事務スペースの、あの組織の配置と言ったらいいのかな、特に私がちょっと違和感というか、これ、本当にいけているのかというのは、窓口が1つになっておるので、その先に何か課で分かれているのかな。ということは、窓口が1つになっていたらいいけど、その後の引継ぎ業務とか、いや、これはこっちですねん、いや、これはこっちですとかいうふうなところのちょっと無駄があるのではないのかなというところと、それが機動的に情報がしっかりと共有できるようになっているのか、それともスペース的に、さっきの加配、いろいろそういう専門職のところ、もう自席を確保したらああいう感じになっているのか、ちょっと私は、幾分か改善の余地があるのではないのかなと思っておるんですけど、その辺、お考えを教えてくださいませんか。

○子安健康福祉部長 健康福祉部を中心とした1階のフロアの配置に関してのご質問であると思います。現在の機構に変更した際にも、その点につきましては課題であるということで、いろいろ、各課といいますか、健康福祉部内の課長とも相談しながら改善を図りたいという希望は当然ございます。

ただ、今、村井委員のほうからもご指摘がありましたように、非常に健康福祉部内、それぞれ課が、単独で動くケースもあるんですけども、連携しながら動くケース、特に福祉介護課、あと地域包括支援センターの、課でいきますといきいき健康課、こういったところに関しましては、介護予防、介護事業の関係でかなり密な連携が必要であるというところから、現在、横並びの課、見ていただいて分かるように、かなり執務室のスペース的にも厳しいといったところが見てとれるかと思えます。中々いい案というの

が今現状見いだせていないところではありますけれども、健康福祉部としてはその点については課題であるというふうに認識しておりますので、引き続き改善に向けた検討は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 これ、また住民さん目線で言えば、部署の名称とか部署の配置場所がころころ変わるというのが一番やっぱり、どこへ行ったらええねんと。名称1つ変わったんだけれども、いや、それどこやねんみたいな、そういう混乱を来すところもあるんでしょうけど、やっぱりこれは福祉部局だけではなくて全庁を挙げて、これは総務関係になってくるかも分からないですけど、特に1階のところはやっぱり住民さんの相談業務というのが多いと思うので、皆さんで知恵を絞ってもらって、あるスペースしかないかと思うんですけど、その中でどれがいいのかいうのはちょっと1つ改善の余地があるかと思うので、またその辺、皆さんでいい知恵を絞って進めていただけますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）副委員長 ちょっと確認なんですけれども、太子町で介護認定を受けられましたが、体調を壊されて他市の市町村への施設へ移転。引き続き太子町の介護サービスが受けられるか、ちょっと確認をお願いします。

○辻本福祉介護課長 引き続き太子町でのサービス提供は可能でございます。

○辻本（博）副委員長 よろしく願いいたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第３号、太子町介護保険条例中改正の件、これを議題といたします。本件について説明を求めます。

○辻本福祉介護課長 それでは、引き続きまして、議案第３号、太子町介護保険条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

本条例改正案は、令和６年度から８年度までの太子町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定に伴い、必要となる保険料の改定等を行うために上程したものです。

内容ですが、介護保険料基準額を年額７万６千５６０円、現行基準額より１千２００円の減額とする改正となります。また、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、１号被保険者間での所得再分配機能を強化、具体的には、標準段階の多段階化、高所得者の乗率引き上げ、低所得者の乗率引下げを行うことにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図っております。

それでは、議案書４枚目の新旧対照表をご覧ください。第２条は保険料率に関する所得区分について規定しており、第２条第１項、令和３年度から令和５年度を令和６年度から令和８年度とし、同項第１号、３万８千８８０円を３万４千８３０円、第２号、５万５千９９０円を５万１５０円、第３号、５万８千３２０円を５万２千８３０円、第４号、６万９千９９０円を６万８千９１０円、第５号、７万７千７６０円を７万６千５６０円、第６号、９万３千３２０円を９万１千８８０円に、また、同号イにつきましては生活保護制度に関する境界層措置についての記述となっており、今回の多段階化により下線部分にあります各号が追加される内容となっておりまして、以下につきましても同様の改正となりますので、ご説明は割愛させていただきます。

続きまして、第７号、１０万１千９０円を９万９千５３０円に改め、第８号、１１万６千６４０円は１１万４千８４０円に、第９号は、１３万６４０円を１３万１６０円に、同号アの所得金額４００万円を４２０万円に改めます。第１０号は、１３万６千８０円を１４万５千４７０円、同号アの所得金額６００万円を５２０万円に、第１１号、１４万３千８６０円を１６万７８０円、同号アの所得金額８００万円を６２０万円に、以下、多段階化により追加されます各段階につきましては、第１２号で、所得金額７２０万円未満が１７万６千９０円、第１３号で所得金額８００万円未満が１８万３千７５０円、

第14号で、所得金額1千万円未満が19万1千400円、旧の第12号につきましては、15万1千640円を、第15号、20万6千720円に改正いたします。

第2項から第4項につきましては、本来の第1段階から第3段階の保険料減額に伴う読替規定となっております。第2項中、令和3年度から令和5年度を令和6年度から令和8年度に、2万3千330円を2万1千820円に、第3項も、期間の変更とともに、2万3千330円を2万1千820円に、3万6千550円を3万4千840円に改め、第4項でも同じく期間の変更とともに2万3千330円を2万1千820円に、5万4千440円を5万2千450円に改めます。第4条では、賦課期日、各年度4月1日ですが、以降に資格の取得または喪失があった場合について、多段階化の影響が及ぶ箇所を改正しております。

この改正は、令和6年4月1日から施行することとしております。

本件の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回の改正というんですか、見させていただいたら、低所得者の方という表現がいいのかどうか分からないんですけども、やはりそちらの負担軽減というのを一番考えている改正だなというふうに、今の説明でも聞かせていただきまして。

これまで大阪府内でどれぐらいの位置に太子町の保険料はあったのか、ちょっとそこら辺、聞かせていただけたらと思います。

○辻本福祉介護課長 太子町の介護保険料の府内での水準でございますが、今現在、第8期で、府内で10位という位置でございます。今回の改正に伴いまして、まだこの自治体も議会中で、まだ確定したものではございませんが、事前収集した情報によりますと、太子町のほうは、大体、府内でちょうど真ん中ぐらい、20、21、22とか、そこ辺りではないかなというふうに推測しております。

以上です。

○斧田委員 今言っていたような順位というんですか、府内の中ではかなり、真ん中ぐらいまでなっているような説明だったんですけど、やはりこれは、これまでであった基金というんですか、そこら辺の活用というのがあるからなんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 第9期の保険料の基準額減額につながりました一番の要因は、委員ご指摘のとおり、準備基金の活用というところでございます。今回、準備基金のほうを、予算ベースではございますが、ほぼ全額の1億5千万円を計画期間中に活用するということで保険料を算定しております。また、その影響額のほうは、基金を入れたことによりまして、基準額ベースで年間1万2千円ほど減額されております。

以上です。

○斧田委員 どうもありがとうございました。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 本当に第8期の保険料は、口酸っぱいぐらいに何で基金を残すんだということを言い続けて、これまで太子町は、基金全額、それは多いときも少ないときもありましたけれども、保険料引下げに使ってきたのに、第8期だけ考えが何で変わったんだということを言ったんですけれども、厚労省は、介護保険制度においては計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることからすれば、介護給付費準備基金の剰余額は、当該計画期間終了後、すなわち次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが考えの1つであると言われているんです。

であるならば、この考えは、うちも1から9まで今回来ましたけれども、第8期だけイレギュラーなことをしたんですけれども、余った保険料は次の保険料引下げに充てるという考えを今後も貫いていただけるのでしょうか。

○辻本福祉介護課長 基本的には3年スパンで考えていくような形の制度でございますので、当然、保険料のほうはそういったことで、余分に積み立てないというのはベースになっておるのかなというふうに感じております。ただ、結果的に給付が伸びずに第8期のようにたまってしまったということは、将来的にもまだあり得ることでございますので、そういった場合の次期に活用する基金でございますが、基本的には余分に持たないというのは基本姿勢かなと感じておりますが、ただ、その時期時期で非常にリスクの高い、物価が安定しないとかいう部分、あと、高齢者の人数もしばらくは増えていきますが、その方たちの所得のほうも未定ということもございまして、結果的に介護保険制度の持続性を担保しなければなりませんので、そういったところを総合的に判断して、基金の投入額というのもこれから考えられていくのかなというふうに考えます。

○西田委員 国の在り方とか物価とかと言いましたけれども、介護保険制度がベストやと

は思っていませんけれども、今の制度の中でも、おっしゃったように、3年スパンで見る、余分に積み立てない、これが基本姿勢だということを、ここにいらっしゃる方で、まだまだ若くてこの後どこを担当になるか分からない中で、もしかしたら介護保険の担当になる方もいらっしゃるかと思いますが、介護保険制度の保険料を決定するときには、この基本姿勢を崩さないというところはしっかり肝に銘じていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、今回、基準額で月額100円、本当に僅かですけれども、そちらのほうに動いてくれたことは本当に感謝しています。本当にそろばんをはじかなあかん話やと思うんですけれども、そのおかげと申しましょうか、6千円を超えているのは決して全国的に見て安いわけではありませんよ。それでも、第10位という位置から真ん中辺りになったかなと言うではないですか。

今回、まだ全部が整っていないと言いますが、府内で値下げをした自治体は何自治体あるとか、0ではないとか、分かっている範囲でちょっと答えていただけますか。

○辻本福祉介護課長 大阪府内で第9期の保険料が8期と比較して値下がりになったという自治体の数でございますが、私の手元にある資料によりますと、4自治体が比較して値下がる予定だということで聞いております。

○西田委員 それは、でも、言っても基準額の話で、本当に介護保険料は高い。特に大阪府は府の平均を出せば全国的にもトップクラスという中で、この金額が安いか高いかと言われると中々難しいものがありますが、基準額だけでも大概ではないですか、6千380円。今回、15段階と段階も増やしてもらって、少しでも低所得者の負担が少ないようにしてくれたんですけれども、国はこの段階は何段階なんですか。

○辻本福祉介護課長 国の基準モデルのほうは13段階ですので、プラス2段階となっております。

○西田委員 少なかったら本当に、お金の話をしているので、今、条例を見るよりも勉強会の資料を見て私はお話しさせてもらっているんですが、そこにきっちり書いているように、所得が400万円から600万円を何か一緒くたにするよりも、100万円単位ぐらいに刻んで少しずつ少しずつ負担を分けているという点でも、15段階に増やしていただけたのも良かったなと思っています。

だけど、基準って真ん中ではないですか、真ん中だと言われる第5段階と、それ以降、第15段階、国保でも後期でも何らかの軽減を受けている方が、半分どころと違う。そ

こまで、真ん中までに半分以上というような数字が出ている中で、では、この介護保険は第5段階基準だから真ん中という言い方をしたらいいのかなというところまでで、人数ではなくていいです、大体どれぐらいの割合の方が何らかの軽減を受けなあかん範疇に入っているか、お分かりですか。

○辻本福祉介護課長 各段階の割合、特に低所得者層の割合でございますが、ちなみに、第1、第2、第3段階の世帯全員が非課税でというようなところの部分でございますが、そういったところの方、所属人数、第1号被保険者の約3割強の方が、第1、第2、第3段階に属しておられます。プラス第4、第5の人数まで含めると、半数を超えるような被保険者の方がいらっしゃいます。

○西田委員 本当に考えていただきたいのが、そういう方々が太子町でも半分ぐらいいて、この6千380円は、努力していただいて100円下がりましたが、この制度のままでは上がり続けて、大阪府であったらもう8千円ぐらいまで基準額、ちょっと知らないですが、上がろうかなというところまで来てて、もう際限がないではないですか。やっぱりもうこれは、国がもっともっとお金を入れてもらわんことにはやっていかれへんような制度だと思っていますので、保険料がこれ以上上がらないということでは、国や府に対しても要望を強く上げていただきますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第3号、介護保険条例中改正の件について、意見をつけて、賛成の立場で討論を行います。

2000年から始まった介護保険制度ですが、保険あって介護なしの状態が年々深刻さを増しています。年金平均受給月額が下がる中で、介護保険料の全国平均基準月額は、第1期では2千911円だったのが、第8期では6千14円へと、2.07倍にも膨れ上がりました。太子町でも、基準月額は第1期2千925円から第8期には6千480円と、2.21倍にもなりました。これまで太子町では、据置きはありましたが、保険料が下がったことはありませんでした。準備基金を保険料引下げに充て、第9期では、基準額で100円とはいえ、値下げしたことは大いに評価いたします。また、そのため

に国基準を上回る段階を設定もしました。

それでも介護保険料は高過ぎます。太子町として、国、府に公費負担で保険料、利用料を引き下げること強く要望することを求め、意見をつけての賛成の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願について、紹介議員に説明を求めます。

○西田委員 本会議の初日にも言わせていただきましたので、内容については読んでもいただいております。省かせていただきます。

年金者組合の太子・河南支部書記長の高谷一二三氏より請願が出ております。書いてありますように、太子町では意見書を令和3年の6月議会で国に上げて出しました。これは中々、自治体がするというのは少なかったんですが、全国的には増えておりまして、資料にはあったと思うんですけども、今、意見書採択自治体が231、助成自治体が197と、全国に広がっています。大阪ではいち早く貝塚市がやっておりましたが、その後続く自治体も出ていまして、交野市であり、富田林市でも補助をしております。また、松原市が、今、予算が出てきていますが、新年度の予算にこの補助制度をするという予算がついているそうです。

太子町でも、国がやってもらうのが本当にいいと思いますし、保険適用してもらうのがいいと思うんですけども、中々そうならない中、1つ、片方ですよ、安くて5万円、高かったら60万円ぐらいするそうですけれども、富田林市で2万5千円、ほかの貝塚市、交野市でも2万5千円ですけれども、少しでも高齢者の皆さんの、日々の生活が聞こえにくくて中々他人と関われないというような状況を補うためにも、補聴器補助を太

子町でもという声を上げていただきたい、この請願に賛成していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中村委員長 それでは、請願の説明が終わりましたので、本請願の取扱いについて、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第1号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立5名・反対3名）

○中村委員長 起立5、反対3、よって、賛成多数でございます。

請願第1号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願は、本委員会で採択することに決しました。

それでは、以上で本日の審議事項は全て終了いたしました。

なお、次回は12日火曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて委員会を散会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前10時53分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中 村 直 幸